

第 11 回議会改革特別委員会

日時：令和 5 年 12 月 5 日（水）午前 11 時 45 分～

場所：市役所 3 階 委員会室

◎今回の委員会では、次の事項について協議・検討を行いました。

1) 議員のハラスメント対策について

社会的な課題となっているハラスメントについて、その防止を図るための改正を行うため協議した。

改正内容は次のとおり

◎議員の地位を利用したいやがらせや強制、圧力をかける行為と、ハラスメントを含めた人権侵害のおそれがある行為をしてはならないことを明記した条文を新たに追加。

【主な項目内容】

ハラスメントの禁止として、ハラスメントの種類などを挙げ、その内容を記載した。

・パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、その他のハラスメントなど

まとめ

上記により、令和 6 年 3 月定例会において次の条例案を発議（委員会による）することに決定した。

・つがる政治倫理条例の一部を改正する条例案